

船橋市都市公園条例施行規則

船橋市都市公園条例施行規則(平成8年船橋市規則第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市都市公園条例(昭和39年船橋市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項に規定する行為の許可を受けようとする者は公園内行為許可申請書(第1号様式)に、その許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は公園内行為許可変更申請書(第2号様式)により、市長に申請しなければならない。

(利用の許可の申請等)

第3条 条例第7条第2項の許可を受けようとする者は、有料公園施設使用許可申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 条例第14条の許可を受けようとする者は、有料公園利用許可申請書(第4号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。ただし、その利用に当たり、利用券等を購入する場合は、この限りでない。

(利用者及び使用者の守るべき事項)

第4条 有料公園又は有料公園施設の利用又は使用の許可を受けた者は、その利用又は使用に当たり、職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 許可されていない施設等を利用し、又は使用しないこと。
- (3) 承認を得ないで既存の設備を変更しないこと。
- (4) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(設備の点検)

第5条 利用者及び使用者(以下「利用者等」という。)は、設備を利用し、又は使用しようとするときは、職員の立会いの下に損傷の有無を点検しなければならない。

(指定の申請書等)

第6条 条例第10条の規則で定める申請書は、船橋市有料公園指定管理者指定申請書(第5号様式)とする。

2 条例第10条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 事務管理計画
- (4) 管理に係る収支予算
- (5) その他管理運営に関する計画

3 条例第10条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知等)

第7条 市長は、条例第11条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市有料公園指定管理者指定通知書(第6号様式)により指定されたものに通知するものとする。

2 市長は、条例第11条の規定により指定管理者として指定しなかったときは、船橋市有料公園指定管理者不指定通知書(第7号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。

(規則で定める開園日)

第8条 条例第13条第5項の規則で定める開園日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日とする。

(平23規則29・追加)

(有料公園の開園時間及び休園日の変更等)

第9条 指定管理者は、条例第13条第7項の規定により有料公園の開園時間又は休園日を臨時に変更し、又は休園日を臨時に設けようとするときは、船橋市有料公園開園時間・休園日変更等承認申請書(第8号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(平23規則29・旧第8条繰下・一部改正)

(公園施設の設置の申請書等)

第10条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する公園施

設の設置の許可の申請書にあっては公園施設設置許可申請書(第9号様式)、管理の申請書にあっては公園施設管理許可申請書(第10号様式)、許可を受けた事項の変更の申請書にあっては公園施設設置・管理許可変更申請書(第11号様式)とする。

2 条例第16条第1号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計書
- (2) 仕様書
- (3) 図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類

3 条例第16条第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 身分を証明する書類
- (2) その他市長が必要があると認める書類

4 条例第16条第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 身分を証明する書類
- (2) 設計書
- (3) 仕様書
- (4) 図面
- (5) その他市長が必要があると認める書類
(平23規則29・旧第9条繰下)

(公園占用の許可の申請書等)

第11条 法第6条第2項に規定する公園占用の許可の申請書は、公園占用許可申請書(第12号様式)とする。

2 条例第17条第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 設計書
- (2) 仕様書
- (3) 図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類
(平23規則29・旧第10条繰下)

(許可証等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可証を申請者に交付するものとする。

- (1) 条例第3条第1項の許可 公園内行為許可証(第13号様式)
- (2) 条例第7条第2項の許可 有料公園施設使用許可証(第14号様式)
- (3) 法第5条第1項に規定する公園施設の設置の許可 公園施設設置許可証(第15号様式)
- (4) 法第5条第1項に規定する公園施設の管理の許可 公園施設管理許可証(第16号様式)
- (5) 法第6条第1項又は第3項の許可 公園占用許可証(第17号様式)

2 前項各号の許可証は、常に携帯し、職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 指定管理者は、条例第14条の許可をしたときは、有料公園利用許可証(第18号様式)を申請者に交付するものとする。

4 条例第3条第2項ただし書の利用券等を購入した者は、利用の際これを職員に提示しなければならない。

(平23規則29・旧第11条繰下)

(許可期間の更新の申請)

第13条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る期間の更新を受けようとする者は、当該期間満了1月前までに公園施設設置・管理・占用許可期間更新申請書(第19号様式)により、市長に申請しなければならない。

(平23規則29・旧第12条繰下)

(使用料等及び利用料の減免)

第14条 条例第22条第1項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、使用料等減免申請書(第20号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 条例第22条第2項の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用料減免申請書(第21号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

3 条例第22条第2項第2号に規定する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が利用するとき 入園料免除
- (2) 年齢が満65歳以上の者が利用するとき 入園料免除
- (3) 5月5日に幼児及び小・中学生が利用するとき 入園料免除
- (4) その他市長が必要があると認めるとき
(平23規則29・旧第13条繰下)

(使用料等及び利用料の還付)

第15条 条例第23条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、使用料等還付申請書(第22号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 条例第23条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、利用料還付申請書(第23号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

(平23規則29・旧第14条繰下)

(原状回復の届出)

第16条 条例第25条の規定により公園を原状に回復した者(条例第14条の許可を受けた者を除く。)は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 条例第25条の規定により公園を原状に回復した者(条例第14条の許可を受けた者に限る。)は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平23規則29・旧第15条繰下)

(損傷の届出等)

第17条 公園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、使用者にあっては市長に、利用者にあっては指定管理者に直ちに届け出なければならない。

(平23規則29・旧第16条繰下)

(措置命令)

第18条 市長は、条例第28条第1項又は第2項に規定する必要な措置を命じるときは、措置命令書(第24号様式)により行うものとする。

(平23規則29・旧第17条繰下)

(工作物等を保管した場合の公示等)

第19条 条例第30条第1項第1号の規則で定める場所は、市役所及び出張所の掲示板とする。

2 条例第30条第2項の保管工作物等一覧簿の様式は、第25号様式とする。

3 条例第30条第2項の規則で定める場所は、都市公園の管理を所管する課とする。

(平23規則29・旧第18条繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第20条 条例第32条の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約とすることができる。

(平23規則29・旧第19条繰下)

(受領書)

第21条 条例第33条の受領書の様式は、第26号様式とする。

(平23規則29・旧第20条繰下)

(届出)

第22条 条例第34条の規定による届出は、公園施設工事等届(第27号様式)により行うものとする。

(平23規則29・旧第21条繰下)

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平23規則29・旧第22条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第11条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成23年3月31日規則第29号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式

公園内行為許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園内行為について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称			
場所又は施設		使用面積	
行為の目的			
行為の内容			
行為の日時			
備考			

第2号様式

公園内行為許可変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園内行為の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可を受けた年月日及び番号	
許可を受けた事項	
変更しようとする事項	

変更の理由	
-------	--

第3号様式

有料公園施設使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

有料公園施設を使用したいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
場所又は施設	
使用の内容	
使用の日時	
使用料	
備考	

第4号様式

有料公園利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

有料公園を利用したいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
場所又は施設	
利用の内容	
利用の日時	
利用料	
備考	

第5号様式

船橋市有料公園指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

船橋市都市公園条例第10条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第6号様式

船橋市有料公園指定管理者指定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋市有料公園指定管理者指定の申請については、下記のとおり船橋市都市公園条例第11条の規定により指定したので通知します。

記

1 指定する施設

2 指定期間

第7号様式

船橋市有料公園指定管理者不指定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けの船橋市有料公園指定管理者の指定の申請については、下記のとおり指定しませんので通知します。

記

1 指定しなかった施設

2 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第8号様式

船橋市有料公園開園時間・休園日変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

指定管理者 印

下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更期間
- 2 変更内容
- 3 変更理由

第9号様式

公園施設設置許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園施設を設置したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

公園の名称			
設置の場所		設置面積	
設置の目的及び内容			
設置の期間			
施設の種類及び構造			
施設の管理方法			
工事の実施期間			
工事の実施方法			
公園の復興方法			

第10号様式

公園施設管理許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園施設を管理したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

公園の名称	
公園の所在地	
管理する施設の名称及び位置	
管理の目的及び内容	
管理の期間	
管理の方法	

第11号様式

公園施設設置・管理許可変更申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園施設の設置・管理の許可を受けた事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日及び番号	
許可を受けた事項	

変更しようとする事項	
変更の理由	

第12号様式

公園占用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

公園を占用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

公園の名称			
占用の場所		占用面積	
占用の目的			
占用の期間			
工作物等の種類及び構造			
工作物等の管理方法			
工事の施工方法			
公園の復旧方法			
工事実施期間			

第13号様式

公園内行為許可証

第 号

年 月 日

様

船橋市長

印

公園内行為について、次のとおり許可します。

公園の名称			
行為の場所		使用面積	
行為の内容			
行為の日時			
備考			
条件又は指示事項			

第14号様式

有料公園施設使用許可証

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

有料公園施設の使用について、次のとおり許可します。

公園の名称	
使用の場所	
使用の目的	
使用の日時	
使用料	
備考	
条件又は指示事項	

第15号様式

公園施設設置許可証

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

公園施設の設置について、次のとおり許可します。

公園の名称			
設置の場所		設置面積	
設置の目的			
設置の期間			
施設の種類及び構造			
条件又は指示事項			

第16号様式

公園施設管理許可証

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

公園施設の管理について、次のとおり許可します。

公園の名称	
管理する施設の名称及び位置	

管理の目的	
管理の期間	
条件又は指示事項	

第17号様式

公園占用許可証

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

公園の占用について、次のとおり許可します。

公園の名称			
占用の場所		占用面積	
占用の目的			
占用の期間			
工作物等の種類及び構造			
条件又は指示事項			

第18号様式

有料公園利用許可証

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

有料公園の利用について、次のとおり許可します。

公園の名称	
利用の場所	
利用の目的	
利用の日時	
条件又は指示事項	

第19号様式

公園施設設置・管理・占用許可期間更新申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

許可に係る期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日及び番号	
許可を受けた種別	
許可を受けた期間	
更新期間	
更新の理由	

第20号様式

使用料等減免申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

使用料等の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日及び番号	
減免の額	
申請の理由	

第21号様式

利用料減免申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

利用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日及び番号	
減免の額	
申請の理由	

第22号様式

使用料等還付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

使用料等の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日 及び番号	
還付申請額	
申請の理由	

第23号様式

利用料還付申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

利用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

公園の名称	
許可を受けた年月日 及び番号	
還付申請額	

申請の理由	
-------	--

第24号様式

措置命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市都市公園条例第28条第 項の規定により、次のとおり措置することを命じます。

措置の内容	
措置を命じる理由	
措置の期限	
措置の条件	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第25号様式

保管工作物等一覧簿

整理 番号	保管した工作物等			保管した工 作物等が放 置されてい た場所	除去した 年月日時	保管を 始めた 年月日 時	保管の 場所	備 考
	名称又 は種類	形状又 は特徴	数量					

第26号様式

受領書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり工作物等の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数量	
返還を受けた金額		

第27号様式

公園施設工事等届

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

印

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

船橋市都市公園条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の種類	
届出の内容	
届出の原因となった許可等の種類	
届出の原因となった許可等の年月日及び番号	
理由	
その他	